

■収入月額算出表

世帯の 総所得額	申込者（ア）	同居親族（イ）	同居親族（ウ）	計（ア）+（イ）+（ウ）
	円	円	円	円
扶養親族 控除額	380,000円× 扶養親族数 人＝ ※扶養親族は、申込者を除く同居予定親族数 および所得税法上の別居扶養親族数			円
特別控除額	老人扶養親族控除 100,000円×	人	円	円
	特定扶養親族 250,000円×	人	円	
	寡婦（夫）控除 270,000円まで×	人	円	
	障害者控除 270,000円×	人	円	
	特別障害者控除 400,000円まで×	人	円	
年間の所得額（A-B-C）				円
収入月額（D÷12）				円

■特別控除

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	1人につき 10万円
特定扶養	16歳以上23歳未満の扶養親族	1人につき 25万円
寡婦	(1)夫と死別・離婚した後再婚していないかた、または婚姻によらず母になったかたで、扶養親族や生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）のあるかた (2)夫と死別後再婚していないかたで、合計所得金額が500万円以下のかた	1人につき 27万円まで
寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していないかた、または婚姻によらず父になったかたで、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下のかた	
障がい者	身体障害者手帳（3級～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）又は療育手帳（B級）の交付を受けているかた	1人につき 27万円
特別障害者	身体障害者手帳（1級～2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）又は療育手帳（A級）の交付を受けているかた	1人につき 40万円まで